【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第17期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	Ｄｅｌｔａ－Ｆｌｙ　Ｐｈａｒｍａ株式会社
【英訳名】	Ｄｅｌｔａ－Ｆｌｙ　Ｐｈａｒｍａ，Ｉｎｃ．
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　江島　清
【本店の所在の場所】	徳島県徳島市川内町宮島錦野37番地の５
【電話番号】	088-637-1055(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役　管理部門担当　黒滝　健一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町３丁目11番５号 日本橋ライフサイエンスビルディング２　６階
【電話番号】	03-6231-1278
【事務連絡者氏名】	取締役　管理部門担当　黒滝　健一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第16期 中間会計期間	第17期 中間会計期間	第16期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
事業収益	(千円)	―	―	―
経常損失(△)	(千円)	△840,549	△801,750	△1,623,446
中間(当期)純損失(△)	(千円)	△841,800	△802,056	△1,625,948
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―
資本金	(千円)	5,573,154	421,273	5,804,268
発行済株式総数	(株)	11,525,000	19,285,000	13,175,000
純資産額	(千円)	355,457	10,308	33,980
総資産額	(千円)	508,653	344,593	246,670
１株当たり中間(当期)純損失(△)	(円)	△77.04	△53.88	△140.45
潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益	(円)	―	―	―
１株当たり配当額	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	69.4	2.6	12.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△811,427	△659,036	△1,557,073
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	909,242	772,355	1,363,687
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	435,400	257,461	145,453

(注) １．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。
４．第17期中間会計期間の資本金の減少は、2026年８月３日付けの欠損のてん補を目的とした減資によるものであります。

２ 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果などを背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格等のエネルギー価格の高止まりや、物価上昇による個人消費への影響、人手不足の継続など、依然として先行き不透明な状況が続きました。また、金融政策の正常化に伴う金利動向や為替相場の変動も、企業活動や収益環境に影響を及ぼす要因となりました。加えて、インフレ圧力や金融市場の変動など、世界経済の先行きに対する不確実性は引き続き高い状況にありました。

このような経済環境のもと、医薬品業界においては、2026年７月に「戦略17分野における官民投資ロードマップ案」が決定され、創薬・先端医療分野に対する約64兆円規模の投資が盛り込まれるなど、重点的な資源配分の方向性が示されました。医療ニーズの多様化や革新的な医薬品の開発に対する期待が高まる一方、研究開発費の増加や医薬品開発の長期化などの課題もあります。こうした政策動向を背景に、創薬スタートアップの育成や産学官連携の推進、臨床開発環境の高度化等に関する施策が進められており、当社のような創薬ベンチャーが果たすべき役割はますます大きくなっております。

当社では、がん患者の高齢化に伴う治療への懸念や、新薬の高額化による費用負担の増加に対する不安が高まる中、経済的な負担を懸念することなく、家族にも勧められる治療法を提供することを目指し、「モジュール創薬」に基づく研究開発に取り組み、各パイプラインの臨床開発を推進しました。

抗がん剤候補化合物DFP-10917とベネトクラクスの併用療法による臨床第１／２相試験については、データモニタリング委員会（ＤＭＣ）の評価結果を受け、米国食品医薬品局（ＦＤＡ）との臨床第２相試験終了時相談に向けて、フォローアップおよびデータクリーニングを進めております。DFP-10917単剤の米国における臨床第３相比較試験については、中間解析データのサブ解析を進めるとともに、ＦＤＡとの協議に向けた準備を進めております。また、日本におけるライセンスパートナーである日本新薬㈱は、国内臨床第１相試験の症例登録を終了しております。抗がん剤候補化合物DFP-14323については、国内の主要基幹病院約30施設において、臨床第３相試験の症例登録を継続しております。抗がん剤候補化合物DFP-17729については、国内における臨床第２／３相試験の第２相部分の症例登録を５月に完了し、６か月間のフォローアップを行っております。抗がん剤候補化合物DFP-11207については、一般社団法人日本肝胆膵オンコロジーネットワークが実施する、胆道がんを対象とした医師主導治験（臨床第１／２相試験）において、被験者登録が継続されております。

以上の結果、当中間会計期間におけるマイルストーン収入等はなく、事業収益はありませんでした(前中間会計期間比－%)。事業費用につきましては、開発パイプラインの臨床試験における医療機関並びに症例数の増加、次試験に向けた治験薬となる原薬や製剤の製造などを進めたことなどに伴い、795百万円(前中間会計期間比4.3%減)となりました。この結果、営業損失は795百万円(前中間会計期間は831百万円の損失)、経常損失は801百万円(前中間会計期間は840百万円の損失)、中間純損失は802百万円(前中間会計期間は841百万円の損失)となりました。

なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績を記載しておりません。

また、当社の財政状態は次のとおりであります。

(資産)

当中間会計期間末における資産合計は344百万円となり、前事業年度末と比較して97百万円増加しました。これは主として、現金及び預金が112百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は334百万円となり、前事業年度末と比較して121百万円増加しました。これは主として、未払金が147百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は10百万円となり、前事業年度末と比較して23百万円減少しました。これは主として、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ389百万円増加したものの、中間純損失の計上により利益剰余金が802百万円減少したことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ112百万円増加し、257百万円となりました。当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において営業活動に使用した資金は659百万円(前中間会計期間は811百万円の支出)となりました。これは主に、税引前中間純損失801百万円の計上によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において投資活動による資金の増減はありませんでした(前中間会計期間は－百万円の収支)。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動の結果得られた資金は772百万円(前中間会計期間は909百万円の収入)となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入772百万円、社債の発行による収入150百万円、社債の償還による支出150百万円によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当社は、抗がん剤開発経験が豊富な少人数の専門家集団であり、研究開発のマネジメント機能に特化しております。当社は、研究所や製造施設を保有せず、研究開発及び製造の受託会社を積極的に活用し、効率的な研究開発体制を構築しております。

当中間会計期間における当社の研究開発費の総額は694百万円となりました。

研究開発費の主な内容は、開発品の臨床試験費用及び前臨床試験費用に関わる外部委託費であります。

当中間会計期間においては、米国においてDFP-10917とベネトクラクスの併用療法の臨床第１／２相試験、DFP-10917単剤の臨床第３相比較試験のデータ解析等を進めております。

日本国内ではDFP-14323の臨床第３相試験、DFP-17729の臨床第２／３相試験、DFP-11207については胆道がんの医師主導治験（臨床第１／２相試験）を進めております。

3 【重要な契約等】

当中間会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	38,000,000
計	38,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年９月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,285,000	20,195,000	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	19,285,000	20,195,000	―	―

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2026年11月１日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第12回新株予約権

決議年月日	2026年７月22日
新株予約権の数（個）	100,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 10,000,000（注）３
新株予約権の行使時の払込金額（円）	行使価額　127（注）４
新株予約権の行使期間	2026年８月10日から2028年８月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）６
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注）１．本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であり、当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

(１)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)10,000,000株(本新株予約権１個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄参照。)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第２項において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

(２)行使価額の修正

行使価額は、割当日の２営業日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）後に初回の修正がなされ、以後１営業日が経過する毎に修正が行われる（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本号に基づく修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立

つ３連続営業日（以下「価格算定期間」という。）の各営業日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうちの最も低い値の100%に相当する金額（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。また、いずれかの価格算定期間内の営業日において別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第４項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各営業日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。

(３)行使価額の修正頻度

行使の際に上記(２)に記載の条件に該当する都度、修正される。

(４)行使価額の下限

「下限行使価額」は、当初64円とする。

但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第４項の規定を準用して調整される。

(５)割当株式数の上限

10,000,000株。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。

(６)本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

本欄第４項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額は641,400,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(７)本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)。

２．本新株予約権の発行価格は、１個当たり14円とする。

３．本新株予約権の目的となる株式の数

(１)本新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000株（本新株予約権１個あたり100株（以下「割当株式数」という。））とする。

(２)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率

(３)その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

４．新株予約権の行使時の払込金額

(１)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(２)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額は、当初127円とする。

(３)行使価額の修正

①行使価額は、割当日の２営業日後に初回の修正がなされ、以後１営業日が経過する毎に修正が行われる。本号に基づく修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ３連続営業日の各営業日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうちの最も低い値の100%に相当する金額に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。また、いずれかの価格算定期間内の営業日に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第４項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各営業日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。

②本項第①号にかかわらず、①株主確定期間及び②当該株主確定期間の末日の翌営業日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の翌々営業日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、１営業日が経過する毎に、本項第①号に準じて行使価額は修正される。

③本項第①号及び第②号にかかわらず、本新株予約権の行使が、制限超過行使に該当する場合であって、本項第①号及び第②号の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。

(４)行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

a.本項第④号b.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、及び会社分割、株式交換、合併又は株式交付により当社普通株式を交付する場合又は当社の株式報酬制度に基づき当社の取締役その他の役員又は使用人に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

b.株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

c.取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第④号b.に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第④号b.に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

d.当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第④号b.に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

e.本号a.乃至c.の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号a.乃至c.の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

④行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

a．0.1円未満の端数を四捨五入する。

b．行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第②号e.の場合は基準日）に先立つ45営業日目に始まる30営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

c．行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第②号b.の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

⑤本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

a．株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする

株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
b．その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
c．行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥本項第②号の規定にかかわらず、本項第②号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第③項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

⑦本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第②号e.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

５．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

1,271,400,000円

（注）　全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第③項又は第④項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権行使期間(別記「新株予約権の行使期間」欄に定義する。)内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。

６．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(１)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(２)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

７．自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(１)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から１ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の２週間以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌営業日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権１個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて１円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(２)本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権１個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて１円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

８．本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結した取決めの内容

当社と割当予定先は、本新株予約権について、取引所の定める有価証券上場規程第434条第１項及び同施行規則第436条第１項から第５項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数の合計が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じております。

９．当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

10．当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は、当社代表取締役社長である江島清及び取締役である飯塚健蔵と株券貸借契約を締結する予定です（江島清との株券貸借契約　貸借株数上限：415,000株、貸株期間：2026年７月23日～2028年８月18日、貸株利率：0.0%、担保：無し、飯塚健蔵との株券貸借契約　貸借株数上限：85,000株、貸株期間：2026年７月23日～2028年８月18日、貸株利率：0.0%、担保：無し）。

11．その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第11回新株予約権	中間会計期間 (2026年４月１日から 2026年９月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	11,300

当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,130,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	170.6
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	192,850
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	21,451
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	2,145,100
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	184.4
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	395,649

第12回新株予約権	中間会計期間 (2026年４月１日から 2026年９月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	49,800
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	4,980,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	117.6
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	585,774
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	49,800
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	4,980,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	117.6
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	585,774

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年４月１日～2026年７月31日(注)１	1,130,000	14,305,000	96,741	5,901,009	96,741	5,881,009
2026年８月３日(注)２	－	14,305,000	△5,772,971	128,038	△5,784,268	96,741
2026年８月10日～2026年９月30日(注)３	4,980,000	19,285,000	293,235	421,273	293,235	389,977

（注）１．第11回行使価額修正条項付新株予約権の行使による増加であります。
２．資本金及び資本準備金の減少は、2026年６月26日開催の第16回定時株主総会決議に基づく欠損填補によるものであり、資本金を5,772,971千円、資本準備金を5,784,268千円減少し、それぞれ同額をその他資本剰余金に振り替え、当該その他資本剰余金11,577,239千円を減少させて繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金を増加させることにより、欠損をてん補しております。
３．第12回行使価額修正条項付新株予約権の行使による増加であります。
４．2026年10月１日から2026年11月12日の間に、第12回行使価額修正条項付新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,620,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ60,393千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
楽天証券株式会社	東京都港区南青山２丁目６番２１号	1,438,800	7.46
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木１丁目６番１号	1,156,334	6.00
ＭＳＩＰ ＣＬＩＥＮＴ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ（常任代理人　モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社）	２５ ＣＡＢＯＴ ＳＱＵＡＲＥ，ＣＡＮＡＲＹ ＷＨＡＲＦ，ＬＯＮＤＯＮ Ｅ１４ ４ＱＡ，Ｕ．Ｋ．（千代田区大手町１丁目９番７号）	839,400	4.35
江島　清	徳島県徳島市	832,000	4.31
白川 貴教	東京都北区	600,000	3.11
日本ケミファ株式会社	東京都千代田区岩本町２丁目２番３号	430,300	2.23
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	東京都千代田区大手町１丁目９番７号	417,400	2.16
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町１丁目４番地	290,600	1.51
岡三ビジネス＆テクノロジー証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町１丁目２－１８	269,300	1.40
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町１丁目２－１０号	220,600	1.14
計	―	6,494,734	33.68

（注）　発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第３位を四捨五入しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	100	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,276,600	192,766	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 8,300	―	―
発行済株式総数	19,285,000	―	―
総株主の議決権	―	192,766	―

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 98株が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
Delta-Fly Pharma株式会社	徳島県徳島市川内町宮島錦野37番地の５	100	-	100	0.00
計	―	100	-	100	0.00

２ 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間財務諸表について、三優監査法人による期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	145,453	257,461
未収還付消費税等	57,272	42,822
その他	5,211	6,484
流動資産合計	207,937	306,769
固定資産		
有形固定資産	35,333	34,645
投資その他の資産	3,399	3,178
固定資産合計	38,733	37,824
資産合計	246,670	344,593
負債の部		
流動負債		
未払金	175,667	323,423
未払法人税等	35,165	8,348
その他	1,856	2,511
流動負債合計	212,690	334,284
負債合計	212,690	334,284
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,804,268	421,273
資本剰余金	5,784,268	389,977
利益剰余金	△11,557,239	△802,056
自己株式	△337	△337
株主資本合計	30,959	8,856
新株予約権	3,021	1,452
純資産合計	33,980	10,308
負債純資産合計	246,670	344,593

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
事業収益	―	―
事業費用		
研究開発費	※1　697,705	※1　694,006
その他の販売費及び一般管理費	※2　133,510	※2　101,699
事業費用合計	831,215	795,706
営業損失（△）	△831,215	△795,706
営業外収益		
受取利息	538	159
為替差益	313	―
その他	32	36
営業外収益合計	884	196
営業外費用		
為替差損	―	211
株式交付費	10,218	6,029
営業外費用合計	10,218	6,240
経常損失（△）	△840,549	△801,750
税引前中間純損失（△）	△840,549	△801,750
法人税、住民税及び事業税	1,251	306
法人税等合計	1,251	306
中間純損失（△）	△841,800	△802,056

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失（△）	△840,549	△801,750
減価償却費	718	687
受取利息	△538	△159
為替差損益（△は益）	1,244	1,310
株式交付費	10,218	6,029
未払金の増減額（△は減少）	△2,524	147,756
未収還付消費税等の増減額（△は増加）	24,997	14,449
その他	△3,082	△25,158
小計	△809,515	△656,835
利息の受取額	538	159
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△2,450	△2,360
営業活動によるキャッシュ・フロー	△811,427	△659,036
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー	－	－
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	250,000	150,000
社債の償還による支出	△250,000	△150,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	907,112	772,931
新株予約権の発行による収入	2,130	1,062
新株予約権の取得による支出	－	△1,638
財務活動によるキャッシュ・フロー	909,242	772,355
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,244	△1,310
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	96,570	112,008
現金及び現金同等物の期首残高	338,829	145,453
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　435,400	※　257,461

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※１　研究開発費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
外注費	633,208千円	631,967千円
給料及び手当	27,135千円	27,136千円
研究用材料費	11,951千円	25,710千円

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
役員報酬	36,899千円	37,199千円
租税公課	32,416千円	5,901千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金及び預金勘定	435,400千円	257,461千円
現金及び現金同等物	435,400千円	257,461千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

株主資本の金額の著しい変動

当中間会計期間において、第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行及びその権利行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ459,397千円増加し、当中間会計期間末において、資本金が5,573,154千円、資本剰余金が5,553,154千円になっております。

当中間会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

株主資本の金額の著しい変動

当中間会計期間において、第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行及びその権利行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ389,977千円増加しております。また、2026年6月26日開催の第16回定時株主総会決議に基づき、2026年８月３日に資本金を5,772,971千円、資本準備金を5,784,268千円減少し、それぞれ同額をその他資本剰余金に振り替え、当該その他資本剰余金11,577,239千円を減少させて繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金を増加させることにより、欠損をてん補しております。以上の結果、当中間会計期間末において、資本金が421,273千円、資本剰余金が389,977千円になっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、医薬品事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前中間会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
１株当たり中間純損失	77円04銭	53円88銭
(算定上の基礎)		
中間純損失(千円)	841,800	802,056
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る中間純損失(千円)	841,800	802,056
普通株式の期中平均株式数(株)	10,926,589	14,884,622
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第10回新株予約権 新株予約権の数 6,349個 普通株式 634,900株	第12回新株予約権 新株予約権の数50,200個 普通株式　5,020,000株

（注）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(新株予約権の行使)

当社が2026年8月7日に発行した第12回新株予約権（行使価額修正条項付）について、2026年10月1日から11月12日までの期間において、以下の行使が行われております。

第12回新株予約権

① 行使された新株予約権の個数　16,200個
② 発行した株式の種類及び株式数　普通株式　1,620,000株
③ 資本金増加額　60,393千円
④ 資本準備金増加額　60,393千円

以上により、発行済株式総数は20,905,000株、資本金は481,667千円、資本準備金は450,370千円となっております。

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

Delta-Fly Pharma株式会社
取締役会　御中

三優監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鳥　居　　陽

指定社員
業務執行社員　公認会計士　西　川　賢　治

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているDelta-Fly Pharma株式会社の2026年4月1日から2027年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Delta-Fly Pharma株式会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象（新株予約権の行使）に記載されているとおり、2026年10月１日から2026年11月12日までの期間において、第12回新株予約権の一部について行使が行われている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。